

○杉戸町建設工事等前金払取扱要綱

令和4年12月26日

告示第284号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第3項に規定する前払金保証事業の対象であって、次に掲げるものとする。

- (1) 1件の請負代金額が130万円以上の建設工事
- (2) 1件の委託金額が50万円以上の建設工事の設計及び建設工事の調査又は測量の業務（以下「設計等業務」という。）

(前金払の金額等)

第3条 前金払の金額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

- (1) 建設工事 請負代金額の10分の4以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - (2) 設計等業務 委託金額の10分の3以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- 2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うこととする。
- 3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負代金額又は委託金額（以下「請負代金額等」という。）に対して行うこととする。

(前払金の請求)

第4条 前払金の支払を受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、当該契約において定めた工事完成期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合

合にあっては、請求する前金払に係る出来高の予定額の完成期限）又は履行期限（継続費等に基づく２年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する前金払に係る出来高の予定額の履行期限）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を添えて、前金払請求書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２ 前払金の支払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払の支払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

３ 町長は、第１項の規定による請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から１４日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）に前払金を支払わなければならない。

（中間前金払の対象）

第５条 当初の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）は、１件の請負代金額が５００万円以上で、かつ、工期が６０日を超える建設工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第６条 中間前金払は、次の各号のいずれにも該当するときに行うことができるものとする。

- (１) 工期の２分の１を経過していること。
- (２) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われていること。
- (３) 既に行われた建設工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
- (４) 当初の前払金が支払済みであること。

２ 継続費等に基づく２年以上にわたる契約の中間前金払については、前項第１号及び第２号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第３号中「既に行われた建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」

と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の年割額」と、同項第4号中「当初の前払金」とあるのは「当該会計年度当初の前払金」と読み替えて、前項の規定を準用する。

(中間前金払の金額等)

第7条 中間前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内の額（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うこととする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負代金額に対して行うこととする。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 部分払を実施する建設工事において、中間前金払又は部分払の支払を受けようとする者は、中間前金払と部分払のいずれかを選択し、契約締結時に中間前金払・部分払選択届出書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。この場合において、届出書提出後の変更は、認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費等に基づく2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を受けることができるものとする。

(中間前金払の認定請求)

第9条 中間前払金の支払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書（様式第3号）に工事履行報告書（様式第4号）及び工程表を添えて町長に提出し、第6条第1項各号に規定する要件を全て満たしていることについての認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定)

第10条 町長は、前条の規定による認定請求があったときは、請求内容が第6条第1項各号に規定する要件を全て満たしているか否かを審査し、原則として認定請求があった日から7日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

にその認定の可否を決定し、中間前金払認定請求通知書（様式第5号）により結果を請求者に通知するものとする。

（中間前払金の請求）

第11条 前条の規定において認定を受けた者が中間前払金の支払を受けようとする場合は、保証事業会社と、当該契約において定めた工事完成期限（継続費等に基づく2年以上にわたる契約の場合にあっては、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限）を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を添えて、中間前金払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 中間前払金の支払を受けようとする者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、町長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、中間前払金の支払を受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

3 町長は、第1項の規定による請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から14日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）に中間前払金を支払わなければならない。

（前払金及び中間前払金の額の変更）

第12条 町長は、前払金及び中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額等が著しく増額した場合においては、その増額後の金額が、建設工事にあつては請負代金額の10分の6（中間前払金の支払を受けていない場合にあっては、10分の4）、設計等業務にあつては委託金額の10分の3から、既に支払った前払金及び中間前払金の額を差し引いた額の範囲内で、前払金及び中間前払金を追加して支払うことができる。この場合において、前払金及び中間前払金の支払を追加して受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を添えて、前金払（中間前金払）追加請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 前払金及び中間前払金の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負代金額等が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前払金及び中間前払金の額

に、建設工事にあつては変更後の請負代金額の10分の6（中間前払金の支払を受けていない場合にあつては、10分の5）、設計等業務にあつては変更後の委託金額の10分の4を超えた額（以下「超過額」という。）が生じたときは、請負代金額等が減額された日から30日以内に当該超過額を返還しなければならない。ただし、町長は、この期間内に部分払の支払をしようとするときは、部分払の金額から当該超過額を控除することができる。

3 超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、町長と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額等が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、受注者に通知するものとする。

4 町長は、受注者が第2項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金及び中間前払金の使途制限）

第13条 前払金及び中間前払金は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める経費以外の経費に充てることができない。

(1) 建設工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 設計等業務 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料（測量の業務に限る。）、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費（測量の業務に限る。）、支払運賃、修繕費（測量の業務に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費

（前払金及び中間前払金の返還）

第14条 前払金及び中間前払金の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
 - (2) 契約を解除したとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
 - (4) 保証契約を解除したとき。
 - (5) その他町長が特に必要と認めたとき。
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年1月1日から施行し、同日以後に公告若しくは指名通知を行う入札又は随意契約を締結する契約から適用する。

(杉戸町公共工事前金払事務処理要領の廃止)

- 2 杉戸町公共工事前金払事務処理要領（平成10年杉戸町告示第38号）は、廃止する。

(杉戸町公共工事中間前金払事務処理要綱の廃止)

- 3 杉戸町公共工事中間前金払事務処理要綱（平成31年杉戸町告示第49号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者名

印

前金払請求書

下記工事（委託業務）の前金払について、杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第4条第1項の規定に基づき請求します。

記

前金払請求額 金 円

工 事 名 (委託業務名)	
工 事 場 所 (履行場所)	
工 期 (契約期間)	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額 (委託金額)	金 円
摘 要	
振 込 先	金 融 機 関 名
	本 支 店 名
	口 座 番 号
	債権者コード

(注) 1 保証事業会社の発行する保証証書を添付すること。

※電磁的方法により証書を提出した場合を除く。

2 振込先は、前払金専用普通預金口座とすること。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者名

中間前金払・部分払選択届出書

下記工事について、杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第8条第1項の規定により、
〔中間前金払・部分払〕を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
摘 要	

- （注） 1 契約締結時に中間前金払と部分払のどちらか一方を選択すること。
2 届出提出後の変更はできないものとする。
3 上記の部分払には、継続費等の2年以上にわたる契約に係る各会計年度における出来高部分に応じて当該年度末になされる部分払いは含まないものとする。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者名

中間前金払認定請求書

下記工事について、中間前金払の請求をしたいので、杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第9条の規定により、要件を満たしていることについての認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
添付書類	☐ 工事履行報告書 ☐ 工程表 ☐ その他（ ）
摘 要	

様式第4号（第9条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予 定 工 程 (%) []は工程変更後	実 施 工 程 (%) []は予定工程との差	備 考
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
年 月	%[] %]	%[+ ・ -] %]	
現 場 代 理 人 氏 名			
主任(監理)技術者氏名			
(その他記載欄)			

(注)

- 1 報告は、月報を標準とする。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。
- 4 工程表を添付すること。

様式第 5 号（第 10 条関係）

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長

中間前金払認定請求通知書

杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第 1 0 条の規定により、下記工事の進捗を調査した結果、中間前金払を行うことができる要件を満たしていることを〔認定します。・認定しません。〕

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者名

印

中間前金払請求書

下記工事の中間前金払について、杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第11条第1項の規定に基づき請求します。

記

中間前金払請求額 金 円

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
前払金受領額	金 円
摘 要	
振 込 先	金 融 機 関 名
	本 支 店 名
	口 座 番 号
	債権者コード

（注）1 当該中間前金払に係る保証証書（原本・写し各1通）を添付すること。

※電磁的方法により証書を提出した場合を除く。

2 振込先は、保証事業会社が発行した当該中間前金払の保証証書に記載された預託金融機関の普通預金口座とすること。

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

所在地
受注者 商号又は名称
代表者名

⑨

前金払（中間前金払）追加請求書

下記工事の前金払（中間前金払）について、杉戸町建設工事等前金払取扱要綱第12条第1項の規定に基づき、追加分を請求します。

記

項目	前払金	中間前払金
(1)当初請求額	金 円	金 円
(2)当初受領額	金 円	金 円
(3)追加請求額	金 円	金 円

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額（当初）	金 円
請負代金額（変更後）	金 円
摘 要	
振 込 先	金 融 機 関 名
	本 支 店 名
	口 座 番 号
	債権者コード

（注） 変更後の保証証書を添付すること。